

## 別紙 5

### 指定基準の見直し案（介護予防サービス（新規））

#### ○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準（仮称）

##### I 人員、設備及び運営に関する基準

※ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準については、基本的に現在の居宅サービスの基準と同様とするが、

- ① 指定居宅サービス事業所との併設の場合における人員の兼務や設備の共用を認める所要の規定を定めること、
- ② 指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準の制定に伴い、運営基準と内容が重なる部分について所要の見直しを行うこと、
- ③ 介護予防訪問入浴介護及び介護予防特定施設入居者生活介護については、以下のように指定居宅サービスにおける基準とは異なる内容の規定を定めることとする。

##### 1 介護予防訪問入浴介護

###### <人員に関する基準>

従業者について以下のように規定する。

- ・ 看護師又は准看護師 1 以上
- ・ 介護職員 1 以上

###### <運営に関する基準>

「介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針」において、「指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1 回の訪問につき、看護職員 1 人及び介護職員 1 人をもって行うものとする。」とすること。

##### 2 介護予防特定施設入居者生活介護

###### (1) 介護予防特定施設入居者生活介護

###### <人員に関する基準>

「看護職員・介護職員」について以下のように規定する。

- ・ 要支援 1 である利用者：看護・介護職員＝10：1（常勤換算）
- ・ 要支援 2 である利用者：看護・介護職員＝3：1（常勤換算）

- ・ 看護職員  
利用者が30人までは1人、30人を超える場合は50人又はその端数ごとに1人とする。
- ・ 介護職員  
常に1以上の介護職員を確保すること。ただし宿直時間帯にあっては、この限りではない。
- ・ 看護職員、介護職員ともに1人以上は常勤であること。

(2) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護

＜人員に関する基準＞

従業者について、以下のように規定する。

- 生活相談員
  - ・ 利用者：生活相談員＝100：1（常勤換算）
  - ・ 1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職務に従事することが可能であること。
- 介護職員  
要支援である利用者：介護職員＝30：1（常勤換算）
- 計画作成担当者
  - ・ 利用者：計画作成担当者＝100：1（常勤換算）
  - ・ 1人以上は常勤専従であること。ただし、利用者に支障がない場合に限り、同一施設内の他の職務に従事することが可能であること。
  - ・ 介護支援専門員であること。
  - ※ 養護老人ホームである特定施設については、平成21年3月31日までの間は、介護支援専門員でない者をもって充てることができる。
- 当該事業所における業務に携わる従業員の員数は、常に1人以上確保すること。ただし、宿直時間帯においては、この限りではない。

## Ⅱ 指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

### ＜各サービス共通事項＞

#### (1) 基本方針

介護予防サービスを提供する際の基本方針として、

- ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うこと、②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと、③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと等の事項について定めること。

(2) 実施手順に関する具体的方針

介護予防サービスの実施手順に関する具体的方針として、

①サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握すること、②個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成すること、③個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること、④モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告すること等の事項について定めること。

<個別サービス事項>

上記に併せ、以下のサービスについては個別に以下にある事項を定めることとする。

(1) 指定介護予防訪問介護

利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めること等を規定すること。

(2) 通所系サービス

(有効性の確認等)

運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする等について規定すること。

(安全管理体制等の確保)

サービスの提供に当たっての安全管理体制の確保に関する事項について規定すること。

## ○ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準（仮称）

### I 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準

※ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準については、基本的に現在の居宅介護支援の基準と同様とするが、

- ① 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準の制定に伴い、運営基準と内容が重なる部分について所要の見直しを行うこと、
- ② 以下の部分については、指定居宅介護支援における基準とは異なる内容の規定を定めることとする。

#### 1 人員に関する基準

##### (1) 従業者

指定介護予防支援事業者は、介護予防支援業務を実施するために必要な数の保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する担当職員を置かなければならないこと。

##### (2) 管理者

常勤専従の管理者を置かなければならないこと。ただし、業務に支障がない場合に限り、当該指定に係る地域包括支援センターの業務に従事することができること。

#### 2 運営に関する基準

- ・ 介護予防支援の実施に当たっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、利用者本人を含めたサービス担当者会議等を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善の可能性を実現するための適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標志向型の計画を策定すること。
- ・ サービス事業者に対して、介護予防サービス計画に基づき、個別サービス計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況等に関する報告をサービス事業者から月に1回聴取しなければならないこと。
- ・ 少なくとも、サービス提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービス提供開始月の翌月から起算して3月に1回は、利用者の居宅を訪問し、面接をすること。利用者の居宅を訪問しない月は特段の事情がない限り、サービス事業所を訪問しての面接や電話等により利用者と接触し、モニタリングを実施すること。なお、状況の変化があった場合等必要な場合については、必ず利用者宅を直接訪問して面接を行うこと。

- ・ 居宅介護支援事業者に対する介護予防支援業務の委託（以下「委託」という。）を実施する場合には、委託の方法等を定めた省令の規定に基づき適正に実施すること。

## Ⅱ 指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準

介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、①利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取組を支援する、②利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う、③他の保健医療サービス又は福祉サービス等との連携や地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性をもった支援を行う等の介護予防支援を行う上での留意事項等を規定すること。